

平成29年度介護職員処遇改善計画書の提出について**平成29年度介護職員処遇改善加算（計画書等）の提出期限の変更について**

介護職員処遇改善加算の計画書等は、通常、取得する前年度の2月末日までに提出いただいておりますが、平成29年度の計画書については、厚生労働省において新たな加算区分の創設・様式の変更が予定されていることから、計画書等の提出期限を変更します。

様式等の変更については、国からの通知・資料提供を受け、詳細が分かり次第、対応について、ホームページでお示しします（3月以降）。

※介護職員処遇改善加算の平成29年度計画書等については、同加算を取得する全事業者において提出が必要です。

※計画書等の提出期限は次の1（1）のとおり、平成29年4月15日となる見込みです。3月以降に国から通知される様式、要件詳細を厳守の上、期限までに提出してください。

※新加算区分・加算率を確認の上、今後の手続に遺漏のないようスケジュール等に御注意願います。

平成29年度報酬改定に係る介護職員処遇改善加算の変更について（概要）**1 厚生労働省公表資料**

（1）平成29年1月30日 介護保険最新情報vol.580「平成29年度介護報酬改定による介護職員処遇改善加算の拡充について」 HPに掲載

平成29年度の介護職員処遇改善加算の計画書等届出期限は、通常は2月末日ですが、平成29年度当初の特例として同年4月15日まで（予定）に延期されます。

※事務処理手順や計画書等の様式は、3月以降に国から通知される予定です。

（2）第135回社会保障審議会介護給付費分科会（H29.1.18開催）資料（厚生労働省のホームページへリンクします） HPに掲載

「資料1 平成29年度介護報酬改定の概要（案）」、「参考資料1 平成29年度介護報酬改定に関する審議報告」に経緯や考え方がまとめられていますので御確認ください。

2 平成29年度の主な変更点

- ・新たな加算（Ⅰ）の創設、キャリアパス要件Ⅲの新設
これにより、現行加算区分（Ⅰ）～（Ⅳ）は、加算区分（Ⅱ）～（Ⅴ）にスライドとなります。
- ・加算率の変更。現行加算区分も全面改訂となっています。

3 平成29年度介護職員処遇改善加算に関する、介護給付費算定に係る届出書・体制等状況一覧表の提出の要否について

(1) 介護給付費算定に係る届出書・体制等状況一覧表の提出が**必要**となる場合

- ・新たな加算（Ⅰ）を取得する場合
- ・現在は介護職員処遇改善加算を取得しておらず、新たに取得する場合
- ・現行加算内の区分変更を行う場合（例：現行加算Ⅱ→現行加算Ⅰ など）
- ・平成29年4月1日算定開始の介護職員処遇改善加算の届出は、その他の加算とは別に、介護職員処遇改善加算単独で、計画書等添付書類とともに、平成29年4月15日必着(予定)で提出してください。
- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(表紙)の「変更前」「変更後」の記載は、新旧加算が分かるよう、変更後の加算は必ず新加算区分を記入してください。
(記載例：加算Ⅰ→新加算Ⅰ、旧加算Ⅱ→新加算Ⅰ、など)

(2) 介護給付費算定に係る届出書・体制等状況一覧表の提出が**不要**となる場合

- ・現加算を据え置く場合（例：現行加算Ⅰ→新加算Ⅱ など）

単に区分番号のスライドのみのため、県側でデータの一括変更を行うこととし、介護給付費算定に係る届出書・体制等状況一覧表の提出は不要です。

(3) 平成29年4月1日算定開始の「介護職員処遇改善加算以外の加算」に係る届出

- ・介護職員処遇改善加算とは別に、通常の期限で提出してください。
- ・ホームページ「介護報酬に関する手続きについて」を御確認ください。

介護職員処遇改善加算の変更について（概要）算定上の留意点

- ・介護職員処遇改善加算は、介護職員処遇改善計画書に記載した賃金改善実施期間内において、介護職員の賃金改善に要する額（賃金改善所要額）が加算の総額を上回ることが算定要件となっています。
- ・事業者は、毎月の介護報酬（加算）の請求の際には、当該加算による収入を把握し、計画書に定めた賃金改善実施期間内に介護職員に対する賃金改善を行い、必ず賃金改善所要額が加算の総額を上回るように注意してください。
- ・当該加算が算定できる要件は、賃金改善所要額が加算の総額を上回ることであり、剰余金を返還することはできませんので、賃金改善期間内にすべて使い切るようにしてください。